

2026年度「住友化学グローバルリーダー育成奨学金」
(留学支援事業) 募集要項

1. 趣旨・目的

名古屋大学グローバル・マルチキャンパス構想による戦略的パートナー大学（以下「戦略的パートナー大学」という。）をはじめとした協定校への海外留学を通じて国際感覚や異文化適応力を身につけ、将来、日本企業のグローバルな事業活動において、チャレンジ精神とリーダーシップを発揮し、自ら事業を創出又は牽引しようとする意欲を持つ学生、もしくは、イノベーションへ結びつけるべく積極果敢にチャレンジする意思を有する学生に対し、海外留学に必要な経費を支援する。

2. 応募資格

留学開始から終了までの期間、本学に在学する理工学分野の正規生（休学者、国費外国人留学生、日本学術振興会の特別研究員を除く）であり、人物、学業成績、学修・研究意欲及び語学力に優れ、志操堅実かつ健康であり、以下の条件を満たす者。

なお、外国人留学生の母国への留学については本制度利用を妨げない。

（ただし、状況により減額する場合あり。）

① 将来、日本の化学業界にて活躍する意思を有する者で、理系の学部・大学院等に所属する者

② 以下の要件（Ⅰ）または（Ⅱ）を満たす者

（Ⅰ）戦略的パートナー大学をはじめとした協定校への海外留学を通して国際感覚や異文化適応力を身につけ、将来、日本企業のグローバルな事業活動において、チャレンジ精神とリーダーシップを発揮し、自ら事業を創出または牽引しようとする意思を有する者。

（Ⅱ）戦略的パートナー大学をはじめとした協定校で研鑽を積み、将来、日本企業の活動において、新たな価値を自ら創造し、その価値をイノベーションへ結びつけるべく、積極果敢にチャレンジする意思を有する者。

③ 留学期間を通じて本学における在籍状況を「在学」または「留学」とすること。

「休学」して本奨学金を受給することは認めない。

※交換留学及びジョイント・ディグリー・プログラムによる留学については、留学目的が本事業の趣旨に合致する場合は応募可とする。

※語学留学、学会発表、研究視察、研究室訪問滞在等は対象としない。

※学位取得を目的とした海外大学・大学院への留学は対象としない。

④ 2026年9月1日から2027年3月31日の間に留学を開始すること。

⑤ 留学期間が原則として3か月以上であること。

⑥ 現地での活動に必要な査証を取得すること。

⑦ 留学について、本学の指導教員の下承が得られていること。

⑧ 留学開始前に海外旅行傷害保険に加入すること。

⑨ 本制度による支援が決定した場合であっても、渡航（準備）の時点で、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報がレベル2以上の国・地域への渡航は原則中止・延期となる。

3. 支援内容

留学における支援について以下の支援を行う（支給は渡航前までに実施予定）。なお、留学先の地域(詳細は別紙参照)により、以下の金額を支給する（返還の必要なし）。

A地域：奨学金 月額 80,000 円

往復航空費 航空券代の領収書の金額の一部または全部(但し、上限 30 万円)
とし、授業料、食費等滞在費、教材費、現地空港送迎料については自己負担とする。

b地域：奨学金 月額 60,000 円

往復航空費 航空券代の領収書の金額の一部または全部(但し、上限 15 万円)
とし、授業料、食費等滞在費、教材費、現地空港送迎料については自己負担とする。

4. 給付予定人数

若干名

5. 給付期間

3か月以上1学年以内とし、留学期間に応じて決定する。奨学金の給付期間は、留学期間を延長する場合においても延長しない。

6. 応募期限及び応募書類の提出先

・ 応募期限

2026年7月31日（金）正午

・ 応募書類の提出先

教育推進部学生交流課（メールにより提出）exchange@t.mail.nagoya-u.ac.jp

7. 応募方法

応募期限までに以下の（１）～（２）の書類を学生交流課に提出する事（各１部・A4サイズ）

（１）「住友化学グローバルリーダー育成奨学金」申請書

（２）留学先大学等の受入れ(見込み)が証明できるもの（受入れ許可書等の写し、留学先指導教員等の往復書簡（メール）の写し、交換留学内定通知等）

8. 選考方法

学内において書類審査および面接により選考を行う（面接審査はオンラインもしくは本学で実施を想定）。

面接日：2026年8月6日（水）午後（面接時間は別途通知）

面接の中で、2分間程度、留学の目的・計画等について英語での簡単な説明が求められる。

9. 選考結果の通知

学生交流課を通じて8月中旬までに応募者本人に採否及び支給額の通知を行う。

なお、採用後、留学期間・留学計画の変更がある場合は、速やかに学生交流課にその旨を連絡する事。内容によっては再審査の対象となる。

10. 奨学金の給付方法

指定された本人名義の国内銀行口座へ一括して奨学金を振込む。受給に係る手続き方法及び提出書類については採択者に学生交流課から別途通知する。

往復航空費は、往復航空券の領収書の写し等の購入金額を確認できる書類を学生交流課に提出後に支給額を決定し振り込む。

11. 奨学金の返還

次のいずれかに該当する場合には、既に給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) 指導教員等の認めた留学目的の事由以外の事由によって留学期間(月数)を満たさない場合
- (2) 留学開始前に留学を中止した場合
- (3) 滞在国および日本の法令ならびに留学先大学および本学の諸規則に反する行為があった場合
- (4) 申告書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他受給者とし適当でないと認められる場合

12. 採択者の義務

(1) 授与式への参加

採択結果通知後に学内において授与式および懇親会を開催するので、採択者は必ず出席すること。(名古屋大学周辺、2026年8月117日(月)～21(金)の間に実施予定)

(2) 渡航を証明する書類

帰国後1か月以内に渡航期間を証明する書類として、東海国立大学機構旅費規程に準じ「搭乗半券等現に搭乗したことが確認できる書類」を提出すること。

(3) 帰国後の報告

帰国後1か月以内に帰国報告書を提出すること。帰国報告書は下記 URL からダウンロードすること。

＜帰国報告書ダウンロード URL＞ <https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/eRGtLqzd265pf9b>

個別報告会を開催する際には必ず出席すること。また、留学成果報告会での留学報告の他、今後留学を目指す学生のサポート等、学内に留学経験を還元すること。

(4) 成果の発表

本奨学金を受給して留学し、その成果を論文や学会等で発表する場合は、当該論文もしくは学会要旨等に本奨学金による支援を受けた旨を明記すること。

以上

【別紙】

留学先地域による奨学金

地 区	地域名・都市名
A 地域	【国・地域名】 北米、シンガポール、欧州(一部地域を除く)、中近東 (除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く)
B 地域	アジア (シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国